

# 中期経営改善計画

[第3期 令和3年度～7年度]

一般社団法人 滋賀県造林公社

令和3年(2021年)3月

# 目 次

	ページ
はじめに	1
<b>第1章 基本方針</b>	2
<b>第2章 森林整備に関する事項</b>	4
1. 分収造林事業	4
(1) 採算性判定に基づく森林区分	
(2) 森林整備	
<b>第3章 木材の生産および販売に関する事項</b>	6
1. 木材の生産	6
(1) 分収造林事業	
(2) 伐採後の更新状況等調査	
(3) 分収育林事業 [旧びわ湖造林公社]	
2. 木材の販売	7
(1) 収益性の高い販売方法の選択	
(2) 木材販売の基盤の整備	
3. 伐採収益の拡大に向けた取組	8
<b>第4章 財務状況の改善に関する事項</b>	9
1. 分収造林契約の変更・解約	9
2. その他の財務状況の改善の取組	9
(1) 補助金の確保および受託事業の確保	
(2) 経費の節減	
3. 期間中の収支の見通し	10
(1) 分収造林事業	
(2) 分収育林事業 [旧びわ湖造林公社]	
4. 長期借入債務の弁済	11
<b>第5章 組織体制の改善に関する事項</b>	12
1. 事務局体制の整備と人材の育成・確保	12
(1) 事務局体制の整備	
(2) 人材の育成・確保	
<b>第6章 その他経営の改善に関し必要な事項</b>	13
1. 経営の透明性の向上と関係者の理解の醸成	13
(1) 水源涵養をはじめとした公社林の多面的な価値および経営状況の発信	
(2) 地球温暖化防止に向けた取組の推進	
(3) 企業と連携した森林づくり等の促進	

2. その他の経営の改善の取組	.....	14
(1) 森林法に基づく森林経営計画等の策定		
(2) 森林資源管理台帳の維持管理		
3. 計画の進行管理	.....	14
4. 関係者への支援要請と連携	.....	14

## はじめに

### ○ 計画の位置づけ

この計画は、「一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例」（平成21年滋賀県条例第29号）第2条第1項および同条例施行規則（平成21年滋賀県規則第24号）第2条第1項に基づく「長期経営計画の目標を達成するため必要な事項を定めた5年を1期とする経営の改善に関する計画」である。

なお、この計画は、事業の進捗状況に基づく自己評価、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

### ○ 計画期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までとする。

## 第1章 基本方針

平成28年度から令和2年度までの5年間は、「第2期中期経営改善計画」に基づき、「これまで造成してきた森林資源を伐採し、木材産業等への安定供給を通して有効活用～公社経営にとって大きな転換期～」を基本方針として、森林整備、木材の生産販売、分収造林契約の変更等の推進に主に取り組んだ。また、事業の実施状況等については、引き続き、外部有識者からなる評価委員会の意見を踏まえて経営評価を行い、その結果により、事業内容や実施方法の改善・充実を図ってきた。

平成27年度からは、公社林が順次伐期を迎えてきていることから、第2期中期経営改善計画期間において、特に、本格的な伐採の実行に重点的に取り組んだことで、木材生産・販売体制の確立を図ることができた。

一方で、森林の生育状況や事業地の奥地化等を踏まえると、将来的な伐採を見据えた保育施業が必要な事業地が存在するなどの課題が生じてきた。

また、第2期中期経営改善計画期間の取組において、公社林の価値や意義と向き合う中で、水源涵養や県土保全といった人々の「いのちの源」そのものが山には存在し、それを守り引き継ぐ責務を改めて認識した。

さらには、公社林が持つ公益的機能の持続的発揮を通して、人々の生活やいのちを守っていくために、この責務を果たすことに公社一丸となって取り組んでいく決意を改めて有することができた。

こうした中、国においては、平成31年4月から森林経営管理法が施行されるとともに、森林環境譲与税制度を創設され、放置森林の整備を推進するなど、社会的な要請として適切な森林管理が一層求められることとなった。

この間、滋賀県においては、「健康しが」をキーワードに、人も社会も自然も健康で、持続可能な共生社会の実現に向けた取り組みを進められた。あわせて、人口減少社会も見据えて農山村の活性化を図り、森林の多面的機能が長期にわたり維持されるよう奥地林も含めた森林の適切な管理を推進するなど、100年後の森林の姿を描きながら「やまの健康」に係る取組も進められているところである。さらに、平成30年度から令和元年度にかけては、「公社造林のあり方」に関して検討を進められ、今後の公社造林の方向性として、公益的機能の持続的発揮と伐採収益確保の両立を示されたところである。

また、昨今、深刻化する地球温暖化への対策として、脱炭素が世界における最重要課題の一つとなっており、カーボンゼロの実現に向けた暮らしや産業構造の転換への投資が推進される中、森林のCO<sub>2</sub>吸収機能に対する期待が高まっている。

さらに、近年では、国内においても、集中豪雨による河川の氾濫や土砂崩れといった自然災害が激甚化してきていることから、森林の持つ防災機能の重要性がこれまで以上に増してきているところである。

このような国や滋賀県の政策の方向性および社会経済の動向を踏まえて、公社は、「いのちの源」である山を守り引き継ぐため、公社林の持つ公益的機能の持続的な発揮にこれまで以上に重点的に取り組むとともに、木材生産を中心とした森林資源の利用等を促進し、公益的機能の持続的な発揮と伐採収益確保が両立する長期的な森林管理の視点を踏まえた公社林の整備に取り組んでいく必要がある。

そこで、公社は、本計画の実行を通して、公社林が有する公益的機能を将来に引き継ぐために、健全な山づくりに資する多様な整備と利活用を推進し、長期経営計画に掲げる経営理念「琵琶湖と淀川を守りつつ地域の木材生産の核となる公社林づくり ～ びわ湖の森林・つくる公社からいかす公社へ ～」の実現を図るとともに、これまで多額の御負担をいただいた滋賀県民を始めとする琵琶湖・淀川流域の住民の皆様の安全で安心な生活を守ろうとするものである。

### 長期経営計画の経営方針

#### 経営理念

琵琶湖と淀川を守りつつ地域の木材生産の核となる公社林づくり  
 ～ びわ湖の森林・つくる公社からいかす公社へ ～

#### 経営の方向性

公益的機能の持続的な発揮に  
 配慮した効率的な森林整備  
 の推進

収益性の高い木材の生産と  
 販売の推進

健全な公社運営の確保

### 第3期中期経営改善計画の基本方針

公益的機能を将来に引き継ぐための公社林の多様な整備と利活用の推進  
 ～ 確かな施業で健全な山づくり ～

公益的機能の持続的な発揮  
 のための新たな方針に基  
 づく森林整備の推進

等

森林資源の有効活用に資す  
 る木材の生産と販売の推進

等

伐期を見据えた集中的な分  
 収造林契約の変更等の推進

等

## 第2章 森林整備に関する事項

### 1. 分収造林事業

#### (1) 採算性判定に基づく森林区分

事業地の森林の生育状況、林道・作業道の状況について地理情報システム（GIS）を活用した森林資源管理台帳の整備を引き続き進め、これに基づき、事業地の採算性判定を行う。

なお、この採算性判定は、今後、中期経営改善計画の改訂の機会を目途に継続的に行う。

項目	R3	R4	R5	R6	R7	備考
採算性判定の実施	—	—	—	—	第4回判定	

#### (2) 森林整備

現況に対応した保育施業による適切な森林整備を効率的に推進し、森林の公益的機能の持続的発揮に配慮する。

契約を継続する森林は、事業地の状況（成立本数、剥皮被害等）に合わせた各施業（間伐、枝打、病虫害獣防除、路網整備等）を行うほか、長伐期を見据えた51年生以降の間伐を実施する。

解約を予定する森林においても新たに間伐を行い、将来的に針広混交林化を図るため環境林整備を実施する。これにより解約後の森林における水源涵養等の公益的機能の発揮を図る。

また、近年、台風や集中豪雨等により災害が発生しやすい気象傾向にあるため、森林の防災機能を低下させないように、危険木の除去や風倒木の処理を実施する。

路網の整備については、森林管理や木材生産に向け基幹となる作業道等を整備する。

#### 〔旧滋賀県造林公社〕

##### 保育施業

項目	R3	R4	R5	R6	R7	計	達成状況	長期経営計画の目標
間伐 (ha)	40	50	40	40	30	200	3,433	3,739
病虫害獣防除 (ha)	80	80	80	70	90	400	3,710	3,006
環境林整備 (ha)	20	20	20	10	10	80	—	—

※ 達成状況は令和7年度までの累積の達成見込である。（以降の項目における達成状況についても同様）

路網等整備

項目	R3	R4	R5	R6	R7	計	達成状況	長期経営計画の目標
Ⅱ作業道								
開設 (m)	19,000	18,000	5,000	2,000	6,000	50,000	89,097	37,261
拡幅・補修 (m)	200	200	50	50	50	550	—	—
Ⅲ作業道								
開設・補修 (m)	200	200	100	100	100	700	—	—

※ 会社の作業道は、Ⅰ作業道：幅員が0.6mの歩道、Ⅱ作業道：幅員が1.8m～2.5mの作業道（林業専用運搬車等が通行）、Ⅲ作業道：幅員が2.5m～3.0mの作業道（トラック等が通行）に区分している。

[旧びわ湖造林公社]

保育施業

項目	R3	R4	R5	R6	R7	計	達成状況	長期経営計画の目標
間伐 (ha)	60	50	50	70	70	300	8,045	11,675
枝打 (ha)	10	10	8	11	11	50	11,773	13,028
病虫害獣防除 (ha)	20	30	25	15	10	100	9,449	9,484
環境林整備 (ha)	80	80	80	90	90	420	—	—

路網等整備

項目	R3	R4	R5	R6	R7	計	達成状況	長期経営計画の目標
Ⅱ作業道								
開設 (m)	—	—	13,000	13,000	16,000	42,000	146,717	76,650
拡幅・補修 (m)	—	—	150	150	150	450	—	—
Ⅲ作業道								
開設・補修 (m)	100	100	200	200	200	800	—	—

※ 会社の作業道は、Ⅰ作業道：幅員が0.6mの歩道、Ⅱ作業道：幅員が1.8m～2.5mの作業道（林業専用運搬車等が通行）、Ⅲ作業道：幅員が2.5m～3.0mの作業道（トラック等が通行）に区分している。



### 第3章 木材の生産および販売に関する事項

#### 1. 木材の生産

##### (1) 分収造林事業

旧滋賀県造林公社および旧びわ湖造林公社の事業地において、11齢級（51年生）に達した森林を順次伐採し、木材生産を行う。伐採に当たっては、森林の持つ公益的機能の持続的発揮に配慮するため、事業地全体を10年間隔で4回に分けて伐採することとし、原則として定性伐採（抜き伐り）により行う。

木材の生産については、公社林と隣接する森林と連携するなど施業の集約化や林業事業体との連携強化を図るとともに、地形条件に合った効率的な路網の配置や高性能林業機械の活用等により安定的な木材生産を行う。また、架線系技術の導入など事業地の奥地化に対応した作業システムの検討を行う。

木材の需要に応じた仕分けを徹底し、A材、B材の生産を基本としつつ、根曲がりや獣害が多い事業地等においては、造材や仕分けコスト等を削減したC材に特化した生産を行う。

また、林業事業体等と連携し長期施業委託を進めるとともに、森林計画単位の複数年契約や立木販売などの発注方法の導入について検討する。

生産性の向上等に資するこれらの取組を実施することにより、公社林の将来の伐採収益拡大を目指す。

##### [旧滋賀県造林公社]

項目	R3	R4	R5	R6	R7	計	達成状況	長期経営計画の目標
伐採面積 (ha)	42	40	13	6	15	116	323	2,503
木材生産量 (千m <sup>3</sup> )	7.1	6.6	1.9	1.1	2.6	19.3	60.2	668.2
伐採収益 (百万円)	22	17	7	4	10	60	248	7,078

※ 伐採収益には、伐採等にかかる補助金を含む。

##### [旧びわ湖造林公社]

項目	R3	R4	R5	R6	R7	計	達成状況	長期経営計画の目標
伐採面積 (ha)	—	—	29	30	37	96	96	5,048
木材生産量 (千m <sup>3</sup> )	—	—	5.6	5.3	6.5	17.4	17.4	1,202.6
伐採収益 (百万円)	—	—	13	18	21	52	52	12,656

※ 伐採収益には、伐採等にかかる補助金を含む。

## (2) 伐採後の更新状況等調査

原則として10年間隔で4回の伐採による広葉樹林化等を目指すこととし、1回目の伐採が終了した事業地において更新状況の継続的なモニタリング調査を行い、伐採後の天然下種更新の状況を把握する。

同時に、2回目以降の伐採に向けて残存木の生育状況についても調査を行う。

項目	R3	R4	R5	R6	R7	計	備考
モニタリング調査 (箇所)	8	8	8	12	16	52	

## (3) 分収育林事業〔旧びわ湖造林公社〕

分収育林契約に従って、永源寺溪流の森（東近江市）、岩尾の森（甲賀市）、古陶の森（甲賀市）、奥伊吹清流の森（米原市）および比良緑風の森（大津市）について、伐採および収益の分収を行う。伐採は、原則、契約満期の前年に行う。

なお、伐採に当たっては、公益的機能の持続的発揮に配慮し、土地所有者等の同意を得て土地所有者の持分の立木を林地に残す材積分収方式を基本とし、伐採方法は定性伐採（抜き伐り）を基本とする。

項目	R3	R4	R5	R6	R7	計	達成状況	長期経営計画の目標
伐採面積 (ha)	4.00	—	15.00	—	8.78	27.78	54.96	56.12
木材生産量 (m <sup>3</sup> )	364	—	863	—	537	1,764	6,098	6,458
伐採収益 (百万円)	1	—	4	—	1	6	—	—

※ 伐採収益には、伐採等にかかる補助金を含む。

※ 伐採収益は、土地所有者等の同意を得て材積分収を行うことを前提に算定している。

## 2. 木材の販売

### (1) 収益性の高い販売方法の選択

#### ① 滋賀県木材流通センター等と連携した木材販売

滋賀県木材流通センターと連携し、年間を通じて安定的に木材生産が可能な強みを活かした価格交渉により、有利な販売先の開拓・確保に努める。

木材の輸送については、事業地の近隣に大型トラックの進入が可能な中間土場を設置することによって、木材の積み合わせや需要先への直接運搬等の効率化を図り、より収益性の高い販売に努める。

また、近隣諸国への輸出については、商社等から積極的に情報収集を行い、木材輸出の拡大に向けた検討を進める。

項目	R3	R4	R5	R6	R7	備考
木材流通センターと連携した木材販売割合 (%)	75	75	80	80	80	

## ②地域の木材需要に応じた多様な販売先の確保

県産材利用住宅および公共施設をはじめとした非住宅建築物の動向について、滋賀県や木材事業者等と情報交換を行うとともに供給体制の構築を図る。特に、びわ湖材製品の流通拡大に向けて、木材市場や認定事業体等へびわ湖材を安定的に供給する。

また、林地残材を含めたC材についても、木質バイオマスエネルギー等としての活用のため積極的に供給する。

項目	R3	R4	R5	R6	R7	備考
びわ湖材証明の発行割合 (%)	100	100	100	100	100	
C材に特化した販売を行う事業地数(箇所)	4	4	5	5	6	

## (2) 木材販売の基盤の整備

計画期間内の木材生産および販売に関する計画を早期に情報提供することにより事業の受注者となる林業事業体の確保に努める。また、長期施業委託による隣接森林との集約化施業の促進とともに、木材の生産から販売までの業務委託等、林業事業体との連携強化を図ることなどにより木材販売の基盤の整備に努める。

林業事業体における新規就労者の確保や職員の資質の向上のため、滋賀県労働力確保支援センターにおいて必要な知識や技術の習得に向けた研修等を積極的に実施する。

また、実施にあたっては、滋賀もりづくりアカデミーと連携を図る。

項目	R3	R4	R5	R6	R7	備考
木材生産から販売までの林業事業体への業務委託件数(件)	2	2	3	3	4	

## 3. 伐採収益の拡大に向けた取組

第3期中期経営改善計画期間内に伐期を迎える事業地のうち、第4期以降に伐採をすることにより、伐採収益の向上が見込める事業地においては、現地の状況等に応じて、第3期期間に次の事項を積極的に実施する。

- (1) 長伐期化を見据えた間伐の実施
- (2) C材に特化した生産販売体制の構築
- (3) 立木販売等の新たな発注方法の検討
- (4) 林業専用道等の基幹となる路網の整備
- (5) 架線系技術等の新たな搬出技術の検討 等

## 第4章 財務状況の改善に関する事項

### 1. 分収造林契約の変更・解約

採算林における分収割合の変更および長伐期化に向けた契約期間の延長に係る契約変更については、令和3年度から令和7年度に契約期限を迎える事業地の土地所有者への集中的な交渉により効果的な更改協議の実施に努める。

協議にあたっては、令和3年度より51年生以降の森林に対する保育施業を新たに実施することを踏まえ、十分に施業内容を説明した上で土地所有者の合意を得るように進める。

不採算林の契約の解約についても、令和3年度から令和7年度に契約期限を迎える事業地の土地所有者に対して協議を集中的に実施する。

また、今後の森林の状況、路網の整備状況の変化および周辺森林の伐採等に考慮し、明らかに採算が見込まれず、周辺森林の伐採に影響が生じない森林の解約を進める。

契約の解約に当たっては、森林の公益的機能の持続的発揮のため、必要な箇所新たに環境林整備事業を実施することにより所有者の理解を得ることに努める。

なお、解約後の森林についても土地所有者の意向を踏まえ、適正な森林整備のための対策が講じられるよう、引き続き、滋賀県等関係機関との協議・調整を行う。

項目	R3	R4	R5	R6	R7	計
分収割合の変更に係る分収造林契約の変更面積 (ha)	150	150	150	150	150	750
不採算林に係る分収造林契約の解約面積 (ha)	140	140	140	140	140	700
契約期間の延長に係る分収造林契約の変更面積 (ha)	150	150	150	150	150	750

項目	R3	R4	R5	R6	R7	達成状況	長期経営計画の目標
分収割合の変更に係る分収造林契約の変更率 (%)	74	75	76	77	78	78	100
不採算林に係る分収造林契約の解約率 (%)	70	72	73	74	76	76	100
契約期間の延長に係る分収造林契約の変更率 (%)	93	94	95	96	97	97	100

### 2. その他の財務状況の改善の取組

#### (1) 補助金の活用および受託事業の確保

森林整備の促進等のために補助金の活用および受託事業の確保を図る。

## (2) 経費の節減

ドローンを利用した情報通信技術（ICT）の活用、林業事業者等に対し森林経営計画樹立から森林施業までを委託する長期施業委託等による集約化施業の促進および中間土場の設置による木材の工場等への直送等により業務の効率化を図る。

また、保育、伐採・搬出等において、計画的な路網配置と現地に最適な集出材方法を選択することなどにより事業費の削減に努める。

## 3. 期間中の収支の見通し

### (1) 分収造林事業

[旧滋賀県造林公社]

(単位：百万円)

項目		R3	R4	R5	R6	R7	計	備考
収 入	伐採収益	22	17	7	4	10	60	
	造林補助金（保育等）	7	7	7	7	7	35	
	出資金等	73	73	73	73	73	365	
	その他収入	9	9	9	9	9	45	
	計 (A)	111	106	96	93	99	505	
支 出	保育等事業費	24	24	24	24	24	120	
	管理事務費	56	56	56	56	56	280	
	分収交付金等	4	3	1	1	2	11	
	その他支出	9	9	9	9	9	45	
	計 (B)	93	92	90	90	91	456	
償還財源 (A) - (B)		18	14	6	3	8	49	

※ 伐採収益には、伐採等にかかる補助金を含む。

※ 分収交付金等とは、分収交付金および分収に係る調査費（収穫調査費）のことである。分収に係る調査費（収穫調査費）は、計画上、伐採収益の8%相当額を計上している。

※ 造林公社の収支見通しであり、滋賀県等の予算措置を担保するものではない。

[旧びわ湖造林公社]

(単位：百万円)

項目		R3	R4	R5	R6	R7	計	備考
収 入	伐採収益	—	—	13	18	21	52	
	造林補助金（保育等）	72	72	72	72	72	360	
	出資金等	133	133	133	133	133	665	
	その他収入	17	17	17	17	17	85	
	計 (A)	222	222	235	240	243	1,162	
支 出	保育等事業費	102	102	102	102	102	510	
	管理事務費	103	103	103	103	103	515	
	分収交付金等	—	—	2	3	4	9	
	その他支出	17	17	17	17	17	85	
	計 (B)	222	222	224	225	226	1,119	
償還財源 (A) - (B)		—	—	11	15	17	43	

※ 伐採収益には、伐採等にかかる補助金を含む。

※ 分収交付金等とは、分収交付金および分収に係る調査費（収穫調査費）のことである。分収に係る調査費（収穫調査費）は、計画上、伐採収益の8%相当額を計上している。

※ 造林公社の収支見通しであり、滋賀県等の予算措置を担保するものではない。

(2) 分収育林事業 [旧びわ湖造林公社]

(単位：百万円)

項目	R3	R4	R5	R6	R7	計	備考
事業収入 (A)	9	—	24	—	16	49	
事業支出 (B)	9	—	23	—	16	48	
償還財源 (A) - (B)	0	—	1	—	0	1	

※ 造林公社の収支見通しであり、滋賀県等の予算措置を担保するものではない。

4. 長期借入債務の弁済

滋賀県および兵庫県に対する長期借入債務については、平成23年3月30日に成立した特定調停の調停条項に従い、伐採等に基づく収益が生じたときに弁済していく。

## 第5章 組織体制の改善に関する事項

### 1. 事務局体制の整備と人材の育成・確保

#### (1) 事務局体制の整備

分収造林事業等をはじめとした公社事業を着実に実施するため、各年度における事業に対応した合理的かつ効率的な事務局体制の整備を一層図る。

また、専任の経営責任者については、将来的な設置も見据えて引き続き検討を行う。

#### (2) 人材の育成・確保

退職等による職員構成の変化や事業量等に応じ、滋賀県等の関係機関と協議・調整等を行いながら、適切な人員の確保を図る。

ICT化の導入を積極的に図り業務の効率化を推進するため、ICT分野に精通した人材の育成に努める。

効率的な路網の配置等による生産性の向上や木材の造材・仕分けなど木材の生産・販売についての知識・技術の習得や公社の持つこれまでの情報・経験の継承により職員の資質の向上に努める。

項目	R3	R4	R5	R6	R7	備考
技術研修等の実施(回)	6	6	6	6	6	

## 第6章 その他経営の改善に関し必要な事項

### 1. 経営の透明性の向上と関係者の理解の醸成

#### (1) 水源涵養をはじめとした公社林の多面的な価値および経営状況の発信

森林整備や木材の生産・販売等の公社事業を通じた持続可能な開発目標（SDGs）への貢献の視点を踏まえ、公社林における琵琶湖・淀川の水源地涵養をはじめとした公益的機能の価値や森林保全・整備の重要性について積極的に発信するとともに、木材生産・販売等の事業の状況、経営の状況等について情報の提供・発信を行い、公社経営の透明性の向上と公社事業についての理解の醸成を図る。

#### (2) 地球温暖化防止に向けた取組の推進

「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」に向け、CO<sub>2</sub>吸収量増加への取組を強化し、地球温暖化の防止に貢献する。

項目	R3	R4	R5	R6	R7	備考
公社林におけるCO <sub>2</sub> 吸収認証量 (t-CO <sub>2</sub> )	300	750	750	800	775	

※ CO<sub>2</sub>吸収認証量は、滋賀県森林CO<sub>2</sub>吸収認証制度に基づく認証量である。

(参考)

項目	R3	R4	R5	R6	R7	備考
CO <sub>2</sub> 吸収にかかる森林整備面積 (ha)	120	300	300	320	310	認証実績 2.5t-CO <sub>2</sub> /ha年

※ 森林整備面積は、前年度に施業を完了し、該当年度で認証申請を行う面積である。

※ 森林整備を実施する事業地をCO<sub>2</sub>吸収認証の対象としている。(J-クレジット認証対象の森林整備面積は除く)

#### (3) 企業と連携した森林づくり等の促進

企業の森（琵琶湖森林づくりパートナー協定）、J-クレジット（びわ湖・カーボンクレジット）制度等の活用により、企業等の社会貢献活動との連携を図るとともに、企業等が実施する森林づくり活動に参画することにより、琵琶湖・淀川の水源地林等としての役割について理解の醸成を図る。

項目	R3	R4	R5	R6	R7	備考
企業等と連携した森林づくりの取組数 (件)	3	4	5	6	7	累計

項目	R3	R4	R5	R6	R7	備考
J-クレジット認証量 (t-CO <sub>2</sub> )	300	300	600	600	600	

※ J-クレジット認証量は、国のJ-クレジット制度に基づく認証量である。



(参考)

項目	R3	R4	R5	R6	R7	備考
J-クレジット認証にかかる森林整備面積 (ha)	100	100	200	200	200	認証実績 3t-CO <sub>2</sub> /ha 年

※ 森林整備面積は、過年度に施業を完了し、該当年度で認証申請を行う面積である。

※ 森林整備を実施した事業地のうち、J-クレジット制度の認証要件を満たす見込の事業地を対象としている。

## 2. その他の経営の改善の取組

### (1) 森林法に基づく森林経営計画等の策定

伐採や保育施業等にあわせて、順次、森林法に基づく森林経営計画等を策定する。

### (2) 森林資源管理台帳の維持管理

地理情報システム (GIS) を活用した森林資源管理台帳の整備を引き続き進め、その適切な維持管理を行う。

## 3. 計画の進行管理

毎年度の事業計画に対する実施状況等について、評価委員会の意見を踏まえつつ自己評価を行い、その結果を踏まえ、必要な場合は事業の内容や実施方法の改善・充実、中期経営改善計画の見直し等を行う。

## 4. 関係者への支援要請と連携

森林整備、木材の生産および販売を計画的に推進していくため、滋賀県等に対し補助金や人員・人材の確保を要請することをはじめ、次の事項について関係者への支援・協力の要請や関係者との連携を進める。

- (1) 森林整備、木材の生産および販売等に係る補助金等の確保
- (2) 公社事業を確実に実施するための人員・人材の確保
- (3) 公社林における公益的機能の持続的発揮に向けた森林環境譲与税等の活用
- (4) シカの頭数調整等の獣害対策の強化
- (5) 事業地の奥地化に対応した新たな木材生産・搬出技術に対する指導助言
- (6) びわ湖材製品の流通体制の整備や非住宅分野への需要の創出などによる公社材の販路確保への支援
- (7) 林業・木材産業を支える担い手の確保および人材の育成等への支援
- (8) 県民をはじめとする琵琶湖・淀川流域の住民等への理解の醸成に向けた情報提供・発信、滋賀県が実施する森林づくり行事への参画等

また、全国森林整備協会等を通じ、木材生産と販売の手法、分収造林契約変更等について、関係者との情報交換を行い経営に活かすとともに、国等関係機関への共同要望、共通課題について検討等を行う。

# 造林公社中期経営改善計画検討委員会

## 造林公社中期経営改善計画検討委員会設置要綱

### (目的)

第1条 一般社団法人滋賀県造林公社（以下「造林公社」という。）が将来にわたり健全な経営を確保しつつ設立目的を果たしていくため、経営最終年を目標年次として策定した長期経営計画に基づき、令和3年度以降5カ年の中期経営改善計画の策定に向け、造林公社中期経営改善計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し意見を述べる。

- (1) 長期経営計画に基づく令和3年度以降5カ年の中期経営改善計画の案
- (2) 前(1)の計画案に関連する必要な施策等
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

### (委員)

第3条 委員会は、造林公社理事長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員会は、委員の互選により委員長を置く。
- 3 委員長は、委員会の事務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長の指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは不在のときは、その職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月末日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。なお、会議へは通信機器等を用いての出席も認めるものとする。
- 3 委員長は、必要と認めるときは会議に委員以外の者の出席を求めて意見の聴取または資料の提出等を求めることができる。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、必要に応じ会議において協議のうえ公開の可否を定めることができるものとする。

### (結果の報告)

第6条 委員長は、第2条に規定する所掌事務の結果をとりまとめ、造林公社理事長に報告する。

### (事務局)

第7条 委員会の事務局は、造林公社事務局に置く。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 付 則

この要綱は、令和2年（2020年）9月1日から施行する。

## 造林公社中期経営改善計画検討委員会 委員名簿

(五十音順)

(委員長)	栗山浩一	京都大学大学院農学研究科教授 滋賀県森林審議会委員長 公社経営評価委員会委員長
	小杉緑子	京都大学大学院農学研究科教授 滋賀県森林審議会委員
	阪田眞二	公認会計士
	白井俊秀	株式会社スンエン関西支店長浜営業所長
(副委員長)	土井裕明	弁護士 公社経営評価委員会副委員長
	宮城定右衛門	森林経営者(指導林家) 公社経営評価委員会委員

※役職等は、委嘱当時

## 造林公社中期経営改善計画（令和3～7年度）策定の経過

- 令和2年9月1日（火） 造林公社中期経営改善計画検討委員会設置
- 令和2年9月17日（木） 造林公社中期経営改善計画検討委員会委員の委嘱
- 令和2年10月26日（月） 第1回中期経営改善計画検討委員会 会議  
検討内容 ・計画の方向性について 等
- 令和2年11月26日（木） 第2回中期経営改善計画検討委員会 会議  
検討内容 ・計画（素案）について
- 令和3年1月19日（火） 第3回中期経営改善計画検討委員会 会議  
検討内容 ・計画（素案）の取りまとめについて
- 令和3年2月3日（水） 中期経営改善計画検討委員会は、公社理事長に中期経営改善計画（素案）を報告
- 令和3年2月15日（月） 理事会で中期経営改善計画（素案）について報告
- 令和3年3月30日（火） 理事会で中期経営改善計画が議決
- 令和3年3月30日（火） 一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例に基づき、中期経営改善計画を滋賀県へ報告